

香港への農林水産物・食品の輸出 に関するカントリーレポート (健康食品)

2026年3月
香港輸出支援プラットフォーム

目次

1. 香港の市場動向	2
① 近年の輸入動向	2
② 香港における価格	3
2. 現地事業者の評価、要望等	4
① 現地事業者等の声	4
3. 健康食品、医薬品、漢方薬等の違い	6
① 品目の定義	6

1. 香港の市場動向

① 近年のサプリメントを含む調整食料品の輸入動向

- 他の調整食料品も入っているため、2025年の中国産は、輸入額で約5割、輸入量で約4割を占める。ベルギー産は近年輸入額・輸入量とも急上昇。
- 日本産については、輸入量では2021年と大差がないものの、輸入額では2021年より激減し、約6.5億香港ドル（前年比19.7%増）へ減少し、ベルギーに続き第六位となる。

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2021年		2022年		2023年		2024年		2025年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	42,722	1,744,702	42,595	2,122,259	46,064	3,778,144	50,861	4,034,445	58,908	4,792,062	15.8%	18.8%	53.8%	38.7%
米国	7,661	2,078,274	9,532	1,769,479	8,633	1,445,900	7,175	1,623,523	7,222	2,071,633	0.7%	27.6%	6.6%	16.7%
ドイツ	2,745	726,416	1,713	453,502	3,713	1,154,176	4,222	1,270,801	2,457	814,258	-41.8%	-35.9%	2.2%	6.6%
シンガポール	5,219	681,132	5,178	762,335	6,089	783,626	5,823	745,331	5,730	801,103	-1.6%	7.5%	5.2%	6.5%
ベルギー	413	139,374	615	204,662	458	125,542	293	58,462	2,705	667,593	822.3%	1041.9%	2.5%	5.4%
日本	5,217	1,208,155	5,049	671,528	4,485	515,013	4,571	547,143	5,115	654,920	11.9%	19.7%	4.7%	5.3%
オランダ	2,879	509,519	2,238	608,473	1,741	575,311	1,540	707,213	1,347	466,980	-12.5%	-34.0%	1.2%	3.8%
台湾	7,773	360,085	7,966	359,256	8,952	410,501	7,276	348,236	7,829	363,887	7.6%	4.5%	7.2%	2.9%
オーストラリア	2,005	439,430	704	277,924	1,015	348,421	913	251,818	1,295	308,865	41.9%	22.7%	1.2%	2.5%
韓国	5,375	359,859	4,333	253,431	4,354	239,179	3,918	234,144	4,023	270,038	2.7%	15.3%	3.7%	2.2%
全体	95,663	9,321,641	94,909	8,714,491	99,704	10,608,350	99,550	11,059,562	109,398	12,394,151	9.9%	12.1%	100.0%	100.0%

1. 香港の市場動向

⑤ 香港における健康食品の価格

健康食品（サプリメント含む）	販売単位	販売価格 （香港ドル）	原産国・産地	販売店の種別	販売店のターゲット
粉末納豆	30包/箱	350	日本	現地系	富裕層
CATALO Bilberry Eye Formula with Vegetarian DHA	60粒/瓶	388	米国	現地系	富裕層
VITA GREEN 目清素 I See	40粒/瓶	485	香港	現地系	該当なし
森下仁丹 EXCELL PUMP	10本	599	日本	現地系	該当なし
ISDG 夜間酵素 ダイエットサプリ	120粒/パック	198	日本	現地系	ローワーミドル
スベルティ 黒しょうが	70粒/パック	75	日本	現地系	ローワーミドル

出所：ジェトロ香港事務所調べ(2025年3月)

2. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声

事業者の要望等	<ul style="list-style-type: none">・香港市場においては腸内健康、高繊維、ダイエット、美容関連製品が特に支持されている。近年需要が急拡大している乳酸菌・酵母の腸内環境改善分野は、高い市場成長性が見込まれる有望領域だと認識している。・香港における免疫力向上、生活習慣病予防、健康寿命への関心高まりを受け、高価格帯を含む健康食品市場の拡大が見込まれる。・効果はもちろんだが、「日本産」がブランドのため、安心して買える商品だと思ってもらえる。・製造者が国際認証を取得している場合は消費者の信頼性が一層高まる。・OEM対応できるものが良い。・香港の健康食品・栄養補助食品に関する規制は比較的緩やかで、中成薬・西洋医薬品のみ厳格な規定がある。・韓国ブランドがインフルエンサーを起用した戦略で着実な成果を上げており、日本産商品の競合となっている。
----------------	--

※ジェトロ香港事務所で聞き取りを行ったものから抜粋

2. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声

<p>(参考) 香港人消費者の評価</p>	<ul style="list-style-type: none">・日本のサプリは評価も高く、日本の大手ドラッグストアが香港に初上陸した時には長蛇の列が出来た。・ただし、香港系ドラッグストアでも、日本の風邪薬などの方が需要が高い気はする。・日本市場向けのパッケージは、香港の消費者に対して「日本国内で流通している製品である」という証明として機能し、製品への信頼感と購入時の安心感につながっている。
---------------------------	---

※ジェトロ香港事務所で聞き取りを行ったものから抜粋

3. 健康食品、医薬品、漢方薬等の違い

① 品目の定義

【健康食品に規制等はほとんどない一方で、医薬品には多くの規制があるため、まずは医薬品等に分類されるかを確認することが重要】

【健康食品】

現在日本国内において、健康食品（サプリメント、栄養補助食品、健康補助食品などを含む）に一義的な定義、およびHSコードは存在していません。ただし、消費者庁の定める保健機能食品制度において、健康食品は食品の一部と定義され、医薬品とは明確に区別されています。個々の製品が含む成分により異なるHSコードの対象となるため、輸出に際しては、健康食品が分類されるHSコードについて、事前に税関に確認することを推奨します。

【医薬品】

医薬品に該当するものについては、関税分類表第30類に規定されています。例えば、医薬品に該当するビタミン剤は次のように定義されます。

「3004.50：医薬品（混合または混合していない物品からなる治療用または予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む）または小売用の形状もしくは包装にしたものにかぎるものとし、第30.02項、第30.05項または第30.06項の物品を除く）のうち、第29.36項のビタミンその他の物質を含有するもの」

なお、医薬品の輸入を管轄する香港衛生署（Department of Health）は、医薬品を次のように定義しています。・人体、動物の疾病治療、あるいは予防に用いられ、薬理的、免疫学的または代謝作用により生理的機能を回復、矯正または修正しようとするもの、・先進医療製品。

一般的なビタミン剤やホエイプロテインなどは、通常では医薬品には該当しません。当該製品が医薬品に該当するかどうかの最終判断は、成分、表示、使用目的、広告方法などに従った包括的な個別判定によって行われます。詳細は香港衛生署の発行する「医薬品分類に関するガイダンスノート（Guidance Notes on Classification of Products as “Pharmaceutical Products”）」を確認してください。

3. 健康食品、医薬品、漢方薬等の制度の違い

① 品目の定義（続き）

【漢方薬】

漢方薬に該当するものについては、次のHSコードで規定されています。

1211.90.90:漢方薬（中薬材）として用いられる植物およびその部分、生鮮のものおよび冷蔵し、冷凍または乾燥したものに限るものとし、切り、砕きまたは粉状にしたものであるかないかを問わない。

3003.90.91:漢方製薬（中成薬）、小売用に服用量に応じて小分けやパッケージングがなされていないもの

3004.90.91:漢方製薬（中成薬）、小売用に服用量に応じて小分けやパッケージングがなされているもの

なお、香港では「中医薬条例」（Cap.549 Chinese Medicine Ordinance）に基づき、いわゆる「漢方薬」を中薬材（Chinese herbal medicine）と中成薬（Proprietary Chinese medicine）に分類しています。ここでは、これらの区別を明確にするため、中薬材（Chinese herbal medicine）と中成薬（Proprietary Chinese medicine）の表記をそのまま用います。

【中薬材（Chinese herbal medicine）】

同条例のSchedule 1あるいは2に含まれる物質

3. 健康食品、医薬品、漢方薬等の制度の違い

① 品目の定義（続き）

【中成薬（Proprietary Chinese medicine）】

- ・次のいずれかのものを有効成分とし、それのみで調合されているもの
 - a. 中薬材（同条例のSchedule 1あるいは2に含まれるもの）
 - b. 中国人が習慣的に使ってきた薬草、動物、鉱物由来の物質
 - c. aおよびbに該当する薬あるいは物質
- ・最終的な剤形に処方されたものであり、かつ
- ・ヒトの疾病あるいは症状の診断、治療、予防、緩和、もしくは人体の機能状態の調整に使うものとして知られているもの、あるいはそのように訴求されているもの

なお、中成薬については、中薬組（Chinese Medicine Board:CMB）によって、効能や薬理作用、新薬か否かなどの基準に基づいて次のように3つのグループに分類されています。グループに応じて製品登録ライセンス取得に際して必要とされるプロセスや提出文書などが異なります。

3. 健康食品、医薬品、漢方薬等の制度の違い

① 品目の定義（続き）

種類	説明	グループI	グループII	グループIII
固有薬	<ul style="list-style-type: none"> •昔からの処方が行われているもの •昔からの処方を調整したもの •薬局方により処方されるもの •その他中華人民共和国の国家薬品基準由来の処方で、中薬組（CMB）に承認されたもの •単一の漢方薬 	○	○	○
非固有薬	<ul style="list-style-type: none"> •健康維持薬 <ul style="list-style-type: none"> -人体の機能状態を調整する目的で使われ、かつ -新たに発見された漢方の薬草、薬草の中で新たに発見された医薬成分、薬草から抽出された薬効成分グループ、調合処方から抽出された一連の有効成分グループを含まないもの •単一漢方薬草の顆粒 <ul style="list-style-type: none"> -単一漢方薬草から作られ、訴求している適応症や効果がその生薬と同一である顆粒 	○	○	○
新薬	<ul style="list-style-type: none"> •新たに発見された漢方薬草 •漢方薬草のうち新たに発見された医薬成分 •漢方薬草から抽出された有効成分グループ •調合処方から抽出された一連の有効成分グループ •漢方の注射薬 •新しい漢方処方の製剤 •服用経路を変えた中成薬 •新たな適応症が加わった中成薬 •剤型を変えた中成薬 	-	-	○

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

香港事務所

電話番号：852-2526-4067

E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。